

自立支援医療（精神通院）について

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

申請いただき認定がおりますと、同申請の受付日から制度が適用されます。

1. 対象となる方

何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある状態の方が対象となります。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- 統合失調症
- うつ病、躁うつ病などの気分障害
- 不安障害
- 薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- 知的障害
- 強迫性人格障害など「精神病質」
- てんかん など

2. 医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患・精神障害や、精神障害のために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます）が対象となります。

（※精神障害のために生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態のことです。）

注意 次のような医療は対象外となります。

- 入院医療の費用
- 公的医療保険が対象とならない治療、投薬などの費用
（例：病院や診療所以外でのカウンセリング）
- 精神疾患・精神障害と関係のない疾患の医療費

3. 医療費の自己負担

（ア）公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します。（例：かかった医療費が7,000円、医療保険による自己負担が2,100円の場合、本制度による自己負担を700円に軽減します。）

（イ）さらに、この1割の負担が過大なものにならないよう、1箇月当たりの負担には上限を設けています。上限額は、世帯（通院される方と同じ健康保険に加入する方を同一の世帯として捉えています。）の所得に応じて異なっています。

<自己負担上限月額一覧表>

所得階層区分		自己負担上限月額						
		国基準額			京都市基準額 (※1)			
生活保護受給世帯		0円			0円			
市 税 非 課 税 世 帯	本人の収入が年間80万円以下	2,500円			0円			
	本人の収入が次の何れかの方 障害基礎年金1級のみ 障害基礎年金1・2級+特別障害者手当のみ	5,000円						
	上記以外				2,500円			
市 民 税 課 税 世 帯	市民税所得割3万3千円未満	上 限 額 設 定 な し	重 度 か つ 継 続	5,000円	10,000円	重 度 か つ 継 続	2,500円	
	市民税所得割16万円未満			10,000円	18,600円		37,200円	5,000円
	市民税所得割23万5千円未満				20,000円			
	市民税所得割23万5千円以上	給付 対象外						

(※1) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象になります。

(※2) 「市民税所得割23万5千円以上」で「重度かつ継続」に該当される方への自立支援医療の経過的特例の実施期間については、平成30年3月31日までとなっています。

4. 手続き

申請はお住まいの区(支所)の保健福祉センター障害保健福祉課で行ってください。

<申請に必要なもの>

- ① 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書
- ② 自立支援医療用診断書
- ③ 健康保険証の写し(市国保の場合は世帯全員分の個人カードの写し)
- ④ 市民税課税状況等の調査同意書又は⑤市町村民税課税証明書
- ⑤ 市民税非課税世帯で受給者本人が障害年金等の非課税年金を受給している場合は当該年金の振込通知書等
- ⑥ 生活保護受給証明書(生活保護受給者のみ)
- ⑦ 印鑑

* ①, ②及び④は、区役所(支所)保健福祉センター障害保健福祉課でお渡しします。
医療機関から申請する場合は、医療機関にご相談ください。

マイナンバー(個人番号)について

申請にあたり申請書に受給対象者本人のマイナンバー記入が必要となります。同一保険の加入者や、受診者が18歳未満の場合、保護者の個人番号も必要です。

また、申請の際には、受給対象者本人の身元確認が必要となります。本人確認は、番号確認書類と身元確認書類の両方が必要となりますので、①から③のいずれかの書類をお持ちください。

- ① 個人番号カード
- ② 番号通知カード+顔写真付きの証明書類(運転免許証やパスポート等) 1点
- ③ 番号通知カード+顔写真のない証明書類(健康保険証や年金手帳等) 2点